

答申第326号

平成18年6月19日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開処分に関する第三者からの不服申立てについて（答申）

平成18年3月15日付けで諮問された特定の墓地拡張計画に係る理由書公開の件（諮問第375号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の墓地の経営の許可等に関する書類及び拡張計画手続に関する一切の書類のうち、墓地経営許可申請書関係及び墓地等変更計画協議書関係に係る申請等の理由を記載した書類を公開するとしたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の墓地の経営の許可等に関する書類及び拡張計画（以下「本件計画」という。）手続に関する一切の書類のうち、墓地経営許可申請書関係及び墓地等変更計画協議書関係に係る申請等の理由を記載した書類（以下「本件行政文書」という。）を、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成18年2月23日付けで、公開するとした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、知事が、本件行政文書のうち、「計画区画総数及びその積算内訳」、「檀・信徒数」、「檀・信徒のうち墓地を持たない檀・信徒世帯数」（以下「本件情報」と総称する。）について、公開することにより不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第2号に該当しないとした本件処分は、次に掲げる理由から誤りであり、本件情報は公開されるべきではない、というものである。

ア 不服申立人は宗教法人であり、寺院を運営している。寺院の運営には費用がかかり、運営費確保のためには収入源の一つである既存の檀信徒を安定的に確保するとともに、新規に檀信徒を獲得することが不可欠である。

通常、日本の仏教寺院においては、その教義のみに賛同して、檀信徒になることはほとんどない。当該寺院が所有する墓地の永代使用权を購入し、親族が当該墓地に埋葬されることを契機として、当該寺院に法事を継続的に依頼するという檀信徒の方が圧倒的に多い。

イ 本件情報が公開されると、誰でも本件情報を得ることができるようになり、不服申立人の既存檀信徒数と既存墓地数の対比が容易にできるようになる。

新たに墓地を求めている人が、不服申立人に十分な墓地がないと判断した場合、他の寺院に問い合わせをし、当該寺院の檀信徒になる可能性が高い。

したがって、本件情報を公開すると、不服申立人の競争上の地位が害され、その結果、安定した寺院の経営及び発展という正当な利益が損なわれる。また、これらのおそれについては、法的保護に値する蓋然性が認められる。

ウ 本件情報は、不服申立人が神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「墓地条例」という。）第5条第2号に基づき、本件計画に関して開催した住民説明会（以下「本件説明会」という。）において説明された情報である。

しかし、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（以下「本件規則」という。）第4条第3項では、説明が必要な近隣住民等の範囲を「墓地等の境界線から水平投影面における最短の距離で110メートル以内」と規定している。この限られた範囲の住民等に対する開示と、情報公開制度による公開とは同一視できない。

エ 本件情報が、本件説明会の出席者（以下「本件出席者」という。）から第三者に伝聞の形で広まる可能性はあるが、本件出席者を信用する以外に本件情報の信頼性を確認する方法がない。

しかし、情報公開制度による公開は、本件行政文書の閲覧又は写しの交付によりなされるため、公開された情報の精度及び影響は、墓地条例に基づく本件説明会における本件情報の開示とは全く異なる。

オ したがって、不服申立人が本件説明会で本件情報を説明する義務を負っているからといって、本件情報を公開しても、条例第5条第2号に該当しないと判断することには、論理の飛躍があり、その結論には重大な誤りがある。

カ 仮に、本件計画の予定地が、地理的要因から、自然災害や交通事故等

の人的災害の発生が心配される場所だとしても、本件情報自体は、人の生命等の保護とは無関係であるため、本件情報は、条例第5条第2号ただし書にも該当しない。

### 3 実施機関（保健福祉事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件情報を公開するとした理由は、次のとおりである。

- (1) 墓地条例第5条第2号において、墓地等の経営許可を受けようとする者は、当該墓地等の近隣住民等に対して墓地等経営計画の概要について説明会を開催し、速やかに当該説明会の内容等を知事に報告しなければならない旨規定している。
- (2) 本件規則第4条第3項において、墓地条例第5条第2号に定める近隣住民等の範囲を「墓地等の境界線から水平投影面における最短の距離で110メートル以内」と規定していることから、不服申立人は本件計画についても、当該範囲の近隣住民等に対し本件説明会を開催し、本件説明会の報告書を知事に提出しており、当該報告書には、本件情報の大半が本件説明会で近隣住民等に説明された旨記載されていることが認められる。
- (3) 墓地条例第5条第2号が、当該墓地等の近隣住民等に対して、本件説明会を開催しなければならないことを規定する趣旨は、墓地等の経営が公益性を有すると同時に、近隣住民等の迷惑となる可能性があることから、墓地等を経営しようとする者に、近隣住民等への説明責任を課したものであると解される。
- (4) 墓地条例第5条第2号の趣旨から考えると、本件説明会において説明すべき情報を公開しても、不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、本件情報は条例第5条第2号本文に該当しない。

### 4 審査会の判断理由

#### (1) 本件不服申立てについて

ア 本件行政文書については、当審査会において、諮問第326号として審

議し、平成17年11月29日付けで、本件情報を全部公開すべきとの答申（以下「本件答申」という。）を行っている。

イ 実施機関は、本件答申を受けて、本件処分を行ったが、不服申立人から、本件処分を取り消すべきである旨の不服申立てが行われ、本件諮問に至っている。

ウ 当審査会としては、本件処分について審議し、答申するが、本件情報の公開の当否については、本件答申及び本件処分において、既に判断がなされていることから、本件答申で検討されなかった事情で、その判断に影響を及ぼす特段の事情が認められない限り、本件答申と異なる判断はできないものとする。

## （２）不服申立人の主張について

ア 不服申立人は、前記２（２）において、本件情報を公開することにより、不服申立人の競争上の地位が害され、その結果、安定した寺院経営及びその発展という正当な利益が損なわれること、また、本件説明会で近隣住民に説明されたことをもって、本件情報が条例第５条第２号本文に該当しないと判断することは誤りであると主張している。

イ 当審査会では、本件答申において、次のように判断している。

（ア）不服申立人は、本件情報の大半を、本件説明会で近隣住民に説明していることが認められる。

（イ）墓地条例第５条第２号が、本件説明会を開催しなければならないことを規定している趣旨は、墓地の経営が公益性を有すると同時に、近隣住民等の迷惑となる可能性があることから、墓地を経営しようとする者に近隣住民等への説明責任を課したものであると解される。

（ウ）墓地条例第５条第２号の趣旨から考えると、本件説明会において説明すべき情報を公開しても、不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、本件情報は、条例第５条第２号本文に該当しない。

ウ 不服申立人が主張する本件情報を公開した場合の支障は、具体的な事例を基に述べられたものではなく、本件答申の判断を変更する特段の事情があるとまでは認められないことから、本件答申の判断を維持するこ

とが妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 3月15日	諮問書を受理
3月20日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4月6日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
4月14日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
4月27日 (第52回部会)	審議
5月24日 (第53回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	部 会 員
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成18年6月19日現在) (五十音順)